

審理員候補者名簿(農林水産部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
農林水産部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部総合農政課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部総合農政課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部農業経営課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部農業経営課の副課長の職にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部流通戦略課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部流通戦略課の副課長の職にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部農林経済課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部農林経済課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部農業改良課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部農業改良課の副課長の職にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部農地整備課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部農地整備課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部農産園芸課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部農産園芸課の副課長の職にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部畜産課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部畜産課の副課長の職にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部林務課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部林務課の副課長の職にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部治山課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部治山課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者
農林水産部水産漁港課が所掌する事務に係る処分等	1 農林水産部水産漁港課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 農林水産部総務課の副課長の職にある者